

## 第28回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和5年10月17日 火曜日 午後1時30分  
県庁11F 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 新谷 栄作

(2) 議事事項

- ① 漁業許可の更新等について（小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網）、小型いか釣り漁業（あかいか）、はえなわ漁業（たら））
- ② まいわし及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について
- ③ 漁業権漁業における資源管理状況等の報告について
- ④ 全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について
- ⑤ 9月の許認可実績について
- ⑥ スルメイカとアマエビの資源動向について
- ⑦ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年10月6日

### 3. 出席者

出席委員（14名）

会長 新谷 栄作

会長代理 五十嵐誠一

委員 小川 英樹

〃 坂下 優

〃 中村 明子

〃 太田 均

〃 川島 和彦

〃 中 浩二

委員 稲村 幸雄

〃 勝木 省司

〃 杉野 哲也

〃 中村 浩二

〃 木戸 信裕

〃 笹波 守勝

欠席委員（1名） 橋本 勝寿

水産課 藤原水産課長、沢田課参事、須沼専門員、坂本主任技師、  
原田主任技師、川田技師

水産総合センター 白石専門研究員、内藤技師

事務局 木本局長、山岸主任技師

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) 漁業許可の更新等について（小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業なまこけた網）、小型いか釣り漁業（あかいか）、はえなわ漁業（たら））（資料1参照）

① 制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

② 許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の一部改正を承認した。

- (2) まいわし及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について（資料2参照）  
水産課より報告を受けた。
- (3) 漁業権漁業における資源管理状況等の報告について（資料3参照）  
水産課より報告を受けた。
- (4) 全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について（資料4参照）  
事務局より報告を受けた。
- (5) 9月の許認可実績について（資料5参照）  
水産課より報告を受けた。
- (6) スルメイカとアマエビの資源動向について（資料6参照）  
水産総合センターより報告を受けた。

6. 委員会終了時間 午後2時15分

第28回海区漁業調整委員会の議事の顛末

木 本 局 長 皆様お集まりになりましたので、第28回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
なお、本日は、橋本委員から欠席の連絡を受けております。  
それでは、開会にあたり、新谷会長からご挨拶をお願いします。

新 谷 会 長 ご苦労様でございます。9月まで残暑が厳しかったですが、10月半ばになりますと、朝夕はめっきり寒くなって季節を感じます。浜の方は、定置網の網掛けも順次終わり、浜の競り場の方も魚の種類も多くなり活気を感じます。  
各港も秋本番に向け、海上安全と大漁を祈念するとともに、本日の慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

木 本 局 長 ありがとうございます。  
議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。  
最初に次第、資料-1「漁業許可の更新等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「まいわし及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について」、資料-3「漁業権漁業における資源管理状況等の報告について」、資料-4「全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について」、資料-5「9月の許認可実績について」、資料-6「スルメイカとアマエビの資源動向について」、参考資料として9月分の漁海況情報をおつけしています。  
以上ですが、お手元におそろいでしょうか。

[全員、資料がそろっていることを確認後]

それでは新谷会長、議事の進行をお願いします。

新 谷 会 長 本日の議事録署名人を中村明子委員と太田委員をお願いします。

[ 両委員 了承 ]

新 谷 会 長 では、議題1の「漁業許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の一部改正についても説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 資料1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ておりません。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は右肩に資料1とあるものになります。

まず2ページから3ページをご覧ください。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、2ページの(1)小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 なまこけた網)、小型いか釣り漁業(あかいか)、3ページの(2)はえ縄漁業(たら)です。

お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が、今回ご審議いただく内容である、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む資格、遊休許可の枠数管理の数です。これについて4ページから5ページでご説明いたします。

(1)につきまして、こちらは遊休許可の枠数管理から新規許可するものとなっております。

まず、小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 なまこけた網)について、県漁協ななか支所から1件の要望がありました。現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の46件、うち遊休許可の名簿管理の数6件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は47件となります。遊休許可の名簿管理の数は6件と変わりません。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の7件から1件減って6件になります。

次に、小型いか釣り漁業(あかいか)について、県漁協加賀支所から1件の要望がありました。こちらにつきましても、現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の102件、うち遊休許可の名簿管理の数15件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は103件となります。遊休許可の名簿管理の数は15件と変わりません。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の6件から1件減って5件になります。

次に、5ページをご覧ください。(2)はえ縄漁業(たら)です。こちらは許可の有効期間が終了となり、更新時期を迎え、引き続き許可するものです。対象支所及び出張所は、全支所及び出張所となっておりますが、実態としては小木支所のみとなります。許可件数は1件、うち遊休許可の名簿管理の数1件となっております。

以上を踏まえ、2ページに記載の(1)小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業 なまこけた網)、小型いか釣り漁業(あかいか)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数をそれぞれ1、遊休許可の枠数管理の数をそれぞれ6、5とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、ひと月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、許可又は起業の認可を申請すべき期間を令和5年10月17日から令和5年10月23日までとします。なお、許可の取扱い方針については、今回資料として添付していませんが、取扱い方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

続いて、3ページをご覧ください。(2)はえ縄漁業(たら)の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を1、うち遊休許可の名簿管理の数1、漁業を営む者の資格については記載のとおり、遊休許可の枠数管理の数を0とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年10月17日から令和5年11月16日までとします。なお、6ページ以降に添付しております取扱方針については、漁業法の改正に合わせて書きぶりを変えていますが、内容には変更ありません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長

質問等がなければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて許可等の取扱方針の一部改正について、案のとおり了承したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[ 異議なしの声 ]

新 谷 会 長

では、次に、議題2の「まいわし及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更について」水産課より説明をお願いします。

原 田 主 任 技 師

水産課の原田です。資料2をご覧ください。

令和5管理年度におけるいわし対馬暖流系群及びくろまぐろ(大型魚)に関する漁獲可能量の変更について(報告)とありますが、法律上、軽微な変更とされている内容の変更が行われましたので、その旨を報告いたします。

まず、まいわし対馬暖流系群についてですが、以前の海区委員会で定置網漁業の漁期が終了しまして、余った分を定置漁業の枠から県の留保に繰り入れさせていただいて、それを融通に活用させていただきたいということで諮問答申いただきました。それに関連しまして、この時期、鹿児島等の西の方でまいわし漁場形成が続いており、大中型まき網がこれを漁獲しておりますので、それに対して、9月15日付で漁獲可能量を3,000トン譲渡したということになります。県の留保からこの3,000トンをお渡しして、資料中段にあります表の9月15日変更後とある真ん中の数字のとおりとなっております。なお、県内での漁獲実績は現時点で10,681トンとなっておりますので、融通後の状況でも、まだ枠の半分にも達していない状況となっておりますので、引き続き、全国的に見て、枠を有効に活用していくということもありますので、このような融通といった形での対応をさせていただければと考えております。

続きまして、資料下段のくろまぐろ(大型魚)につきまして、こち

らは9月29日付で、北海道に対してくろまぐろ（大型魚）の漁獲可能量を1トン譲渡したという手続きになります。

くろまぐろについては、どこも枠が足りていない状況の中で、1トン譲渡したということではありますが、北海道の方は漁期が早めに終わり、石川県の方が後から漁期がくるという状況がありますので、お互いに困っている時期に枠を譲渡して、くろまぐろ漁期が終わって、北海道に余剰分があれば、それは石川県にお返ししますというように、お互いに融通をしていくといった関係で今後も進めていきたいと思いますというように、いわば協力体制を築いていくという趣旨でこういった融通をさせていただいております。

くろまぐろに関しては、県の留保からの融通ではなく、定置網管理区分の枠が一番大きいので、その数量を用いて他県や大臣管理区分との融通を実施することとなっておりますので、定置網漁業区分が変更されております。

説明は以上です。

新 谷 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長

質問がないようであれば、次に、議題3の「漁業権漁業における資源管理状況等の報告について」、水産課より説明をお願いします。

須 沼 専 門 員

水産課の須沼です。漁業権漁業における資源管理状況等の報告についてご報告させていただきます。資料3をご覧ください。

まず、概要についてですが、改正漁業法におきまして、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の漁業権者は、知事に対して資源管理の状況等、いわゆる漁獲量等について、報告することとなっております。そして、同条第2項において、知事は当該報告を受けて漁業権の活用状況を把握し、海区漁業調整委員会に報告することとなっておりますので、今回、報告させていただきます。

漁業権の利用状況についてですが、今回の報告の対象期間は令和4年度分ということで、令和4年4月1日から令和5年3月31日となっております。令和5年の9月1日に漁業権の切替えを行いましたけれども、その漁業権切替え前の報告となっております。

まず、共同漁業権についてですが、37件のうち、適切かつ有効に活用されていると判断された件数は35件、区画漁業権については63件のうち56件、定置漁業権については61件のうち54件が適切かつ有効に活用されていると判断されました。

各漁業権の内容につきましては資料10ページ以降に表を載せておりますのでご確認いただければと思います。

また、適切かつ有効に活用されていないと判断された漁業権につきましては、令和5年9月1日の漁業権切替え時に廃止としております。

説明は以上になります。

新 谷 会 長 | ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長 | 質問等なければ、次に、議題4の「全国海区漁業調整委員会連合会による中央要望活動結果について」、事務局より説明をお願いします。

山 岸 主 任 技 師 | 事務局の山岸です。令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会による中央省庁要望活動結果についてご報告いたします。資料4をご覧ください。

令和5年7月11日火曜日に、全国海区漁業調整委員会連合会事務局により、要望書が水産庁、国土交通省、海上保安庁、外務省の担当部局に提出されました。後日、要望に対する回答を受けており、まとめたものを23ページ以降に示してあります。非常にボリュームがあり、多岐にわたる要望とそれに対する回答が載せてあります。本日は22ページにあります、石川県から要望しましたクロマグロの資源管理、外国漁船問題についてご説明します。

クロマグロの資源管理についてですが、石川県からは、①配分を見直す際には、実績配分以外の観点の考慮、②定置網の混獲回避・効果的な再放流の手法の早期確立、③経営支援策の継続、④枠の融通手続きの簡素化、⑤遊漁者への管理体制の構築を要望しております。

それに対する水産庁からの回答が28～32ページに記載されております。まず、28ページの中ほど3として、枠の配分等については、水産政策審議会できりまとめた配分の考え方に従い、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。4、増枠が実現した際にも、漁業の実態や関係者の意見を踏まえながら配分方法を検討してまいりたいとの回答を得ています。

次に30ページをご覧ください。2段目の中ほど2として、都道府県間等での漁獲枠の融通については、引き続き、積極的に融通を促進し、漁獲枠の有効活用に努めてまいりたいとの回答を得ています。

次に、32ページの1段目中ほど4として、漁業収入安定対策事業については、漁業者が安心して漁業を継続できるよう、引き続き必要な予算確保に努めていくとの回答をいただいております。

次に、同ページの3段目の4として、クロマグロ資源管理の必要性や採捕規制の内容について、遊漁者や遊漁船業者に対し、引き続き周知徹底を図ってまいりたい、との回答を得ています。くろまぐろについては以上となっております。

では、22ページに戻っていただいて、外国漁船問題等について、本県から日本海の我が国排他的経済水域において、違法

操業を繰り返す外国漁船への取り締まりを徹底し、我が国漁船の操業の安全を確保することを要望しました。

それに対する水産庁と海上保安庁からの回答が46ページに記載されております。まず46ページの下段になりますが、水産庁においては、取締船について、令和2年3月から令和4年3月にかけて既存の2隻を大型化するとともに、新規に2隻を増強したこと、漁業監督官等を増員するとともに、令和4年に水産庁内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置したこと、水産庁と海上保安庁との間において、定期的に連絡会議を開催するほか、合同訓練を実施し、連携しながら対応しているとの回答がありました。

海上補保安庁からは同ページの下段に、昨年度には、大和堆を含めた日本海側の強化として大型巡視船1隻を配備したとの回答を得ています。

水産庁、海上保安庁ともこの問題につきましては、近年かなり重要視していただいております、結果として大和堆における外国船の違法操業も減少していると聞いておりますので、この効果が出ているのではないかと思います。ただ、この問題はまだまだ解決しておりませんので、引き続き要望していくことが重要かなと思います。簡単ですが以上です。

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[ 質問なし ]

新 谷 会 長

質問やご意見等ないようであれば、次に、議題5の「9月の許認可実績について」、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

資料6に基づき説明

新 谷 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

五十嵐会長代理

小型いか釣り漁業（あかいか）については、以前にも何件か許可したと思いますが、今シーズンのあかいかの漁模様はいかがでしたか。

沢 田 課 参 事

あかいかについては、6月から8月が本県における最盛期となっております。水産総合センターの集計によると、今年の9月15日時点で32.3トンとなっております。昨年は15.8トンでしたので、昨年と比較すると2倍程度の漁獲となっておりますが、過去5年平均は約46トンとなっておりますので、昨年よりは良かったものの、例年よりは少し悪いといった状況となっております。

新 谷 会 長

他に質問等なければ、次に、議題6の「スルメイカとアマエビの資源動向について」水産総合センターより説明をお願いします。

水産総合センターの白石です。資料6をご覧ください。私からは、スルメイカの資源状況と今年の漁模様と題して、報告いたします。

まず、石川県が漁獲しているスルメイカについて説明します。日本海で漁獲されているスルメイカは、主に秋季発生系群と呼ばれる、春から夏にかけて日本海を成長しながら北上し、秋に産卵のために南下する群になります。スルメイカは単年性で、1年で成長・成熟し、産卵後に死亡します。

毎年秋に九州から山陰の沿岸で孵化直後の幼生の分布調査が行われています。今年漁獲されるイカの量の指標となる昨年秋の調査点当たりの平均採取個体数は0.07尾で、前年および過去5年平均を下回り、1986年以来の低い値となりました。長期の傾向として、幼生の分布量は、2005年以降、減少する傾向にあります。

また、毎年4月に山陰沖から佐渡島沖で漁獲加入前個体の分布量調査が行われています。今年4月の調査点当たりの平均採集個体数は5.8尾で、前年および過去5年平均を下回りました。これらのことから、今年漁獲されるイカは、孵化直後から半年ほど経過した漁獲加入前まで継続して個体数が少なかったと考えられます。

スルメイカの資源水準の評価のため、日本海では毎年6月から7月に、各調査機関の調査船によるイカ釣り漁場一斉調査が行われており、今年も石川県水産総合センターの白山丸の他、7研究機関の調査船が参加して調査が行われました。これにより得られたCPUEは資源量の指標になります。今年の調査点当たりの平均CPUEは0.49尾で、前年および過去5年平均を下回りました。この調査結果を主な情報として、今年8月から12月の日本海沿岸域におけるスルメイカの来遊量は、前年および近年平均を下回ると予想されています。長期の傾向としましては、平均CPUEは1990年代以降、高水準を維持していましたが、2015年頃から低下傾向にあります。

今年5月1日から8月31日の県内水揚量は290トンで、好漁だった2006年以降で最も少ない水揚量でした。これは燃料費の高騰で漁船が出漁を控えたことも影響していると思われる、漁船の延べ入港隻数も2006年以降で最も少なくなっていました。1日1隻あたりの水揚量も160kgで、2006年以降で最少でした。

今年同期の県内水揚金額も3億1,384万円で、2006年以降で最小でした。こちらも燃料費の高騰で漁船が出漁を控えたことも影響していると思われる、漁船1隻1日あたりの水揚金額は17.2万円であり、2009年、2011年に次いで3番目に低い金額になりました。本県の生スルメイカの単価は、全ての銘柄で2006年以降、最高となりました。

最後に本県における近年の水揚の特徴を説明すると、近年はスルメイカの北上が遅れる傾向にあり、イカ釣りでは7月から8月の水揚量が大きく増加しており、漁期が1ヶ月程度遅れています。また、2019年以降、5月から6月の底曳網での水揚量が急増しています。これらのことから、スルメイカの分布や回遊ルートが近年になって変わってきている可能性が指摘されています

以上になります。

水産総合センターの内藤です。私からはアマエビの資源状況等について報告させていただきます。

まずはアマエビの基礎情報についてです。アマエビは標準和名をホッコクアカエビといい、北極海を取り巻くように分布しています。そのなかで、日本海はアマエビの分布の南限となっています。生息水深は200mから950m、いわゆる深海に生息するエビとなっております。漁法としては、本県では底びき網中心に、一部ではかご網でも漁獲されています。

次にアマエビの生活史について、簡単にご説明いたします。まず、1月から3月にかけて水深200mから300m帯で卵から孵化します。その後1カ月間、浮遊幼生として生活した後に底に着底しまして、次第に深場に行きながら成長していきます。その途中、3歳になるとすべての個体が雄になります。その後、5歳後半から雄だった個体が徐々に雌になっていきます。雌になって以降は交尾・抱卵・産卵といったサイクルを隔年で行っていくという生活史をおくっております。

本県の2021年のアマエビの水揚量は707トンで、兵庫県に次ぐ2位となっており、全国的に見ても漁獲の多い県となっております。加えて、本県の底びき網の5年平均の漁獲金額は約8.3億円となっており、県内の底びき網漁業全体の24%を占めております。こういった点から、石川県においてアマエビは極めて重要な種であるといえます。

次に本県の主要港におけるアマエビの漁獲量を見ていきます。2022年の漁獲量は685トンということで、2015年からは若干の減少傾向にはありますが、長期的にみればそれほど悪くない状況となっております。また、2023年の8月末までの漁獲量は484トンと前年同時期を上回っている状況です。近年の水揚金額は漁獲量の増減と同じように推移していましたが、2022年は単価の上昇に伴い前年を上回る結果となっております。このように、アマエビの漁獲量・水揚金額は長期的に大きく変動しており、アマエビの資源を安定的に利用するためには、卓越年級群の発生を早期に把握すること、資源に配慮した獲り方をすることが重要となってきます。

そこで、水産総合センターでは卓越年級群の発生を把握するために、調査船白山丸を用いた加入量調査を実施しています。本調査は、金沢沖で漁獲サイズよりも小さい若齢エビをソリ付き桁網の曳網により採集し、その分布密度から将来的な資源量の動向を予測するもので、毎年夏と冬の2回実施しています。

2023年は7月に調査を行い、合計9回の曳網で合計9,877尾の入網がありました。入網個体のサイズ組成をみると、昨年調査に続き小さな個体が多かったのが今回の調査結果の特徴です。こちらを年齢別に分解した結果をみると、2歳の年級群が多く、同年級群が漁獲サイズへ成長する2025年以降に漁獲が上向くことが期待されます。加えて、1歳の年級群も多く、2025年に続き2026年も新たに漁獲サイズへ成長するエビが多いと予想されました。また、2013年から2014年年頃に確認された抱卵個体の小型化兆候は確認されませんでした。

説明は以上になります。

新 谷 会 長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

川 島 委 員 今回のアマエビの調査で9,877尾採捕されたとのことですが、この調査の実績はどのようなものですか？

内 藤 技 師 この調査では幅2.2m、高さ1.5mの桁を曳いて調査を行っています。今回の調査では多いところだと1地点で1,000尾強、少ない地点で500尾強の漁獲となっております。近年の調査の実績と比べますと、漁としては多い結果となっております。

川 島 委 員 この調査はこれまでも実施してきたと思います。今回の調査では2歳が多いということですが、その後の漁獲と相関があるのでしょうか。というのも、調査で採捕される量は底びき網からすれば50箱程度と少なく、その程度の調査でこんな結果が出ましたと言われても精度に問題はないのかといった印象を受けます。

内 藤 技 師 今回、説明はさせていただいていないのですが、4番目のスライドの漁獲量の推移を見ていただくと、これまでの調査の結果、2歳の卓越年級群が出現してから4年後、漁獲が上向いている傾向はございます。

小 川 委 員 これまでの調査の結果を見ていると、この程度の調査でも大雑把ながら当たっているように思います。これまでの調査結果と漁獲量との相関について、一度しっかりと調べてみてはどうでしょうか。私の記憶では概ね一致していると思います。

原 田 主 任 技 師 少し補足させていただきます。このような科学的な調査では、毎回、同じ場所・方法でデータを取るというのが非常に重要になります。群れにピンポイントに当たったり外れたりといったことも在り得るのですが、ある程度の調査点を設けることによって補うなど、いろいろと工夫をしたうえで調査設計を行わせていただいております。もちろん何も考えずに調べてデータが取れるといったものではありませんので、しっかりとどのような調査を行って、どのようにデータを取るかを考えるのは大事ですが、このアマエビの調査につきましても、ある程度の動向というのはこれまでの調査でも見えてきているところですので、引き続き、調査を続けていければといったところですのでよろしく願いいたします。

新 谷 会 長 他県の調査船についても調査方法は一緒ですか。

内 藤 技 師 新潟県も調査を実施していますが、使用漁具や調査方法は当県と一緒にあります。

また、福井県や兵庫県については、これから新たにアマエビの調査を実施しようと考えているとのことでした。

新 谷 会 長 | 今後も他県と連携を取りながら、漁業者が信頼できる調査結果を報告していただくようお願いします。

新 谷 会 長 | そのほか、質問やご意見等がないようであれば、「その他」で何かございますか。

新 谷 会 長 | なければ、事務局からお願いします。

山 岸 主 任 技 師 | 次回の委員会についてご連絡いたします。次回は11月22日(水)、13時30分から、会場は県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。

新 谷 会 長 | 皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

新 谷 会 長 | 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。ご苦労様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_